

短期給付
からの
お知らせ

短期給付の時効について

短期給付については、その給付事由が生じた日から2年間申請が行われなかった場合、時効によって給付を受ける権利が消滅しますのでご注意ください。

請求にかかる時効の起算日は、次のとおりです。

| 給付の種類 | | 請求にかかる時効の起算日 |
|---|------------|------------------------|
| 療養費 | 医療費の立替払い | 医療機関等に療養の費用を支払った日の翌日 |
| 家族療養費 | 治療用装具の立替払い | 採寸・採型を行った日の翌日 |
| 移送費・家族移送費 | | 移送費用を支払った日の翌日 |
| 出産費・家族出産費 | | 出産した日の翌日 |
| 埋葬料・家族埋葬料 | | 埋葬を行った日の翌日 |
| 傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金 | | 勤務に服することができない日ごとに、その翌日 |
| 弔慰金・家族弔慰金 | | 死亡した日の翌日 |
| 災害見舞金 | | 災害に遭った日の翌日 |